

●香川県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成25年5月1日	中島歯科医院	観音寺市観音寺町甲2942番地4
平成25年5月1日	ひまわり薬局善通寺	善通寺市善通寺町4丁目7番29号
平成25年5月1日	コトブキ調剤薬局	善通寺市善通寺町4丁目7番25号
平成25年5月8日	ながやま歯科	丸亀市垂水町915番地4
平成25年6月10日	しらい歯科クリニック	三豊市三野町大見甲3857番地1
平成25年6月15日	おかだ歯科医院	丸亀市飯野町東二甲255番地1